

個人情報保護に関する法律に係る審査基準の制定について

1 制定の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の制定による、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の改正に伴い、民間、国及び地方公共団体の個人情報保護制度が同法に一元化されるとともに、千葉県個人情報保護条例(以下「条例」という。)が廃止となった。

これに伴い、条例に基づいた審査基準を廃止し、新たに法に基づく審査基準を制定するものである。

2 制定する審査基準

「千葉県公安委員会・千葉県警察本部長における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」

3 施行期日

策定の日から施行する。

4 その他

公安委員会・警察本部長における千葉県個人情報保護条例に係る審査基準は廃止とする。